

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



各企業が、災害に直面をしたとき、どのような行動をとるべきか

2024年7月17日に私の事務所に私の防災士の合格通知書が届いた。

私が防災士の試験に挑戦しようと思ったのは、今から5年前の2019年(令和元年)東日本台風19号の時の事件があったからです。

10月12日 土 午前10時50分 私は傘をさし30秒ほどで着く町立図書館に行った。指定緊急避難場所に指定していると言われていた。2Fの和室と視聴覚室が割り当てられていた。ペットボトルの備蓄はないということであった。午前11時から開設すると言われてた。

一方指定避難場所は、歩いて5分ぐらいの所にあるリリックという名称の劇場と会議室が6室以上ある建物であった。夜、隣の町内の人30人ぐらいの住民が近くに川があって、内水氾濫発生のため図書館に避難したと言われた。この台風は、北陸新幹線の車両基地がある長野新幹線車両センターでは、車両の10編成が水につかるという事態があった。そのことは皆様の記憶にはあると思われます。

小川町の生涯学習課は、避難所に図書館が指定したにもかかわらず、そして避難民が来る可能性があるにもかかわらず土曜の12時までに従業員をすべて帰宅させたのであった。後日教育委員会の教育長は、何人かの職員は図書館に残しているが、図書が冠水から避難させるための要員であると言われた。そのことによっても、この町は、災害に対して何ら頼りにならないと私は感じた。外にある緊急放送は、大雨で何を言っているのかは全く分からなかった。

公助つまり役場が住民のために何かをしてくれることを、我々は期待すべきではないと思った。

そこで、よく言われることであるが、自助、共助、公助の中で自助として、災害時に、会社の取り組みはどうあるべきかを考える必要がある。

・災害時に企業の果たす役割は、生命の安全の確保、2次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生である。そのことを十分に認識すべきである

・東日本大震災においては、事業継続計画が有効に機能して事業が継続できたケースが多く確認できたと言われていた。その反面、復旧の遅れが企業の存続に関わる深刻な事態(解雇、倒産)に及ぶおそれがあることを実感した企業が多いということが言われている。

そこで、中小企業庁のもとで、事業継続力強化計画がある。

2019年7月16日に施行された中小企業強靱化法において中小企業庁が中小企業の防災や減災を促進するために事業継続力強化計画とその内容を国が認定する制度を設けました。そこで、

事業継続力強化計画とは

中小企業が、自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、現在及び将来的に行う災害対策などを記載するものです。

認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制措置、低利融資、補助金の加算措置等を受けることができます。記載例を挙げます。

自然災害等の発生が事業活動に与える影響

（想定する自然災害等）

想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度6弱以上の地震であり、その被害想定は下記の通り。

（人員に関する影響）

営業時間中に被災した場合、設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に被災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、生産量が減少することなどが想定される。

（建物・設備に関する影響）

事業所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。一方、設備は、停電が発生すれば、一時的に停止。また、揺れにより生産機器が損傷するほか、配管や配線類が断裂する。インフラについては、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は1週間ほど機能不全となるおそれ。これら被害が事業活動に与える影響として、生産ラインの全部又は一部の停止などが想定される

次に A 欄（ひと） 記載例 自然災害の場合

自然災害等が発生した場合には人員体制の整備が必要です

「現在の取組」

- ・現在、具体的な対策は行っていない。

「今後の計画」

- ・事業所から 10km 圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。非常時に従業員が参集できるよう、緊急参集担当には、電動機付自転車を貸与する。
- ・自然災害時を想定して、従業員の多能工化を進める。この取組は、増産対応が必要な場合にも有効に機能する。
- ・他地域（〇〇県〇〇市）の自社工場との間で、人員融通のための体制を整備する。また、これらの取組が有効に活用できるよう、平時から複数の工場間の人事交流を行う。

B 欄（もの） 記載例 自然災害の場合

事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入

「現在の取組」

- ・現在、具体的な対策は行っていない。

「今後の計画」

- ・工場及び倉庫の開口部に止水板を設け、床上1mまでの浸水被害を免れるようにする。
- ・自家発電設備や事務所内にあるサーバー等重要設備を、想定浸水域（20 cm～50 cm）上回る場所に移設する。
- ・揺れによる生産設備の損傷を防ぐため、簿価500万円以上の生産設備の全てに、免震装置及び非

常時 の緊急停止装置を備える。

- ・他地域の自社工場において代替生産ができるよう、社内の製造設備の金型や作業工程の標準化を進める。これらの取組のため、被災事業所分の生産をカバーするため、〇〇の生産ラインを増設する。
- ・主要取引先である大手 B 株式会社と連携し、生産設備に被害が及んだ場合は、同社の生産設備を借り、生産を継続する。

【税制優遇の対象となる設備導入を予定している場合】

- 当該設備について、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを記載する。
 - ・災害として水害が想定されるため、主要な生産設備を保護するため、〇〇工場入口に止水板を設置する。
 - ・災害発生時の停電を想定して、自家発電設備を導入し、事業継続を図る。なお、全てのラインを稼働させることは困難であるため、平時の2割のラインを稼働させるに必要な電源を3日間確保するための自家発電設備を導入する。

【日本政策金融公庫の融資を利用する場合】

- 融資を受けて、具体的にどのような設備、機器を導入するか記載すること。後述の「5 事業継続力強化」を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にも必ずこれらの取組について概要（導入する設備・機器）を記載すること

気になる用語（日本防災士機構のマニュアルより） 防災士として

応急危険度判定

事前に訓練を受け登録されている応急危険度判定士が被災市町村の要請を受けて判定を行います。応急危険度判定士は建築士等の資格を持っているボランティアです。判定は、2次災害の防止のためです。

判定結果はあくまでも勧告で法的拘束力はありません。

立ち入り等で①危険・赤②要注意・黄色③調査済み・緑の3段階の貼り紙を外壁等に貼られます。

この調査結果は緊急時の暫定的な被害調査です。

罹災証明書の調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判定するものではありません。

罹災証明書

市町村が被災状況の現地調査を行い、確認した事実に基づき交付する証明書であり、各種の被災者支援施策の要件とされる住家の被災認定を証明するものです。

被害調査が終わった後に自治体に申請すると発行されます。

被害調査は

自治体の職員が発行する罹災証明書の根拠となる調査で、自治体の職員が実施して被害の種類や大きさを認定する。

被害調査や被害の認定は国が作った基準で行われが、調査・認定は**1次外観目視**で行われる。この認定に不服のあるときは建物の中に入って調査をする**2次調査**を申請することができる。

2次調査の認定に不服のある時は**再調査**を申請することができる。

被害に認定

被害の種類や大きさには、全壊、大規模半壊、全焼、半焼、床上浸水、床下浸水などがある。被害調査が全壊などに認定されたからと言って、すぐに解体を決断する必要はない。修理して住み続けることもできる場合もある。

2019（令和元）年房総半島台風（台風15号）

2019.9.9 午前3時ごろ、台風15号は、三浦半島を通過した。

5時頃千葉市付近に上陸した。上陸時の中心気圧は、960h Pa、最大風速 35.9m を記録した。

市原市のゴルフ場の鉄塔が倒れて民家16戸が損壊した。

2019（令和元）東日本台風（台風19号）

2019.10.12 土 伊豆半島に上陸した。この台風は、北陸新幹線の車両基地がある長野新幹線車両センターでは、車両の10編成が水につかるという事態があった。一方、

埼玉県小川町では、

槻川に架かっている日出橋の上流の青山地区で氾濫がおきた。（外水氾濫）また、

日出橋近隣の町内の緑町では、内水氾濫がおき、住民30人位が近くの図書館に避難をした。

自衛隊の災害派遣

①自衛隊法83条によって知事からの要請により部隊を派遣することができる。

②市町村長は災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で応急措置を行う必要がある場合は、知事に対して災害派遣を要求するよう求めることができる。

③災害対策基本法68条の2第2項で市町村長は、知事に対する要請ができない場合は、災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。